

地域包括支援センター委託先事業者の選定について

1 経緯

地域包括支援センターは、国の基準において、第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人ごとに「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員」の三職種を必ず1人ずつ配置することとなっている。当市では、平成18年から令和元年9月までは直営1か所で運営し、令和元年10月からは委託にて南北2か所に設置している。

2 委託期間及び選定方法

区分	委託期間	選定方法
第1期	令和元年10月から令和4年3月（2年6か月）	公募型プロポーザル方式
第2期	令和4年4月から令和7年3月（3年間）	公募型プロポーザル方式
第3期(予定)	令和7年4月から	

3 委託内容

	事業名	業務内容	備考
1	包括的支援事業	① 総合相談支援業務	介護予防ケアマネジメント費及び介護予防サービス費は、本委託料とは別に全て受注者の収入とする。
		② 権利擁護業務	
		③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
		④ 第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	
2	指定介護予防支援事業		
3	包括的支援事業（社会保障充実分）	① 生活支援体制整備事業	
		② 認知症総合支援事業	
4	追加事業	① 一般介護予防教室	別途契約
		② 認知症サポーター養成講座の開催	
		③ 実態把握訪問の実施	
5	その他	① 在宅医療・介護連携の推進	発注者が実施する関連事業等について、発注者の求めに応じて参画・協力する。
		② 地域包括ケアの推進	
		③ 認知症施策の推進	

(参考)第2期選定スケジュール

- ・令和3年9月 第1回プロポーザル審査委員会
- ・令和3年10月～11月 プロポーザル参加申込書提出期間
- ・令和3年11月下旬 第2回プロポーザル審査委員会【審査(プレゼンテーション等)】
- ・令和3年12月上旬 第2回瑞浪市地域包括支援センター運営協議会(書面議決)
- ・令和3年12月中旬 結果公表
- ・令和4年4月 第2期委託開始